まちづくり基本条例検討委員会　第４回会議概要

１　日時：平成１８年１１月２５日（土）午前９時から１１時３５分
　　場所：熊谷市役所３０２会議室

２　次第
　　１ 開会
　　２ あいさつ
　　３ まちづくり基本条例骨格の検討
　　４ 諸連絡
　　（１）次回会議について
　　日時　１２月９日（土）午前９時３０分から
　　場所　妻沼行政センター第２会議室
　　５ 閉会

３　会議の概要
　（１）開会
　　司会　企画課長
　（２）あいさつ
　　山口委員長
　　事 務 局：資料確認
　　本日配布の「骨格の検討資料」は、事前配布したものに網掛けの部分を追加したものである。
　　資料は、皆さんの意見をまとめたたたき台です。
　　参考資料については、庶務課原口副参事より説明。



　　高橋委員：チャリティーコンサートと展示会のお知らせ。
　　事 務 局：発言の際は、手を挙げて委員長の指名により発言をお願いします。
　　委 員 長：本日は、骨格を固めたい。資料の見出しの中で欠けているものがあれば発言をいただきたい。
　　清水委員：前文は設ける前提なのか、設けないのか。
　　委 員 長：スケジュールを考える段階では、前文を設けるという前提で進めて

いる。

新　委員：スケジュールにもあるし、基本条例では前文が必須というわけではないが、必要だと思う。

委 員 長：前文を設けましょう。

飯田委員：条例の位置付けにある「条例制定にあたり」の言葉には、改正や廃止は入るのか。

事 務 局：制定に改廃が入るかどうかは、この場で議論いただきたい。
飯田市の例では、制定改廃という表現になっています。

委 員 長：この目的では、少なすぎる。もっと大きく構えるほうが良いと思う。
事務局が、条文化の段階で追加する内容もあるということです。

新　委員：先例地資料を読んだが、資料１は、見出しであって条文の内容ではないですよね。

出浦委員：目的で、市民、行政、議会となっているが、定義の仕方にもよるが、市、市民、事業者、議会という分け方もあると思う。
基本原則、基本理念を見出しに設けて、条文があったほうが良いと思う。

新　委員：富士見市の「市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進」というところが非常に良いと思う。昨日の読売新聞の記事だが「熊谷学講師派遣事業開始」とあるが素晴らしいことだと思う。２０万の人口の中にそれぞれプロフェッショナルがいると思うので、ボランティア精神でまちづくりに協力していただければよいと思う。



原口副参事：スタイルの話として、目的規定は、「～～することにより、～～を図り、もって～～することを目的とする。」という形が一般的なパターンである。高い次元での目的を達成するためには～～を実現して、さらに高い次元の目的を目指しましょうというのが一般的である。どういうまちを作るのかが基本である。

出浦委員：前文と重複しても良いと思う。

原口副参事：もちろんそれでよいと思う。ただ、前文には解釈の基準になる言葉が盛り込まれてきます。

出浦委員：誰もが安心して安全に暮らせるまち。

小谷野委員：条文の見出しの検討からはじめて、ポイントに移っていったほうがやりやすいと思う。見出しを何項目になるかの検討からはじめたほうが分かりやすい。形式はまだ決まっていませんよね。条で行くのか章立てするのか。

原口副参事：条文の数が多い場合には、章立てをします。明確な基準はありません。

小谷野委員：見出しにこの言葉を使うのか検討していいのですよね。まずは、見出しを検討してみましょう。

事 務 局：目的から定義までは総則、次に対等協調の原則から個人情報の保護までが基本原則、コミュニティがどこに入るかはこれから検討しますが、それ以下は、市民の権利とか続く３段階としてたたき台を作ってあります。

委 員 長：見出しの数を条文の数とするとたたき台では１８だが、他の事例はもっと多いところがほとんどである。

上村委員：目的の最初に「住民自治の基本原則を定め、市民、行政、議会の役割を明らかにする」とあり、そして下に原則から役割まであるが、そうするとコミュニティがういている。どう整理するかが課題となる。コミュニティをどこに位置付けるか検討したほうが良いと思う。

出浦委員：原則は原則として定め、原則に挙げられた項目を推進するような仕組みを謳う条文なり章があればよいと思う。基本原則という章を設け、さらに、推進する章を設ける。富士見市の事例も同様である。

原口副参事：ポイント、キーワードにカタカナの言葉が非常に多い。日本語に置き換えて条文化作業をしたいのでご了承いただきたい。法律にもカタカナ語はあまり使われていない。カタカナ語は、概念として未定着な部分が多いので日本語に置き換えたい。１０人人がいればそれぞれ違う意味合いで受け止めるときもある。

新　委員：カタカナ言葉がはやりで定着してきている。安倍総理の所信表明演説にもカタカナ語が多かった。

委 員 長：パブリックコメントもいい例である。

小谷野委員：コミュニティも置き換えるのですか。

原口副参事：カタカナを使って定義する場合もありますが、富士見市の場合に

も、「市民参加」等で置き換えていたりする。

出浦委員：コミュニティと書いてあるのは、地縁的なつながりを大事にしようという考えだと思う。市民活動と地域コミュニティ活動は、似ているが違う部分もある。市民活動は、テーマごとのものになっている。

委 員 長：目的、位置付け、定義には、基本原則か理念を入れたほうが良いと思う。

新　委員：市民との協働によるまちづくりということが基本になる。具体的に安心安全という言葉を入れるかが課題になってくる。市民生活の向上とか豊かで活力のあるまちづくりとかという言葉になると思う。自治体としてもっと豊かになろう、活力を出そう、そのためにどうしたらよいか、実現するために条例を作るとなる。

委 員 長：目的には、条例の基本を規定する。何のために作るかを規定すればよい。

上村委員：原則を定め、役割を明らかにし、そしてどうするのか謳えばはっきりするということでしょうか。

新　委員：前文がどうなるか。

委 員 長：前文を作らないとならないのかな。

事 務 局：前文は、前回皆様から提案いただいたものに基づき、事務局で作業をしています。次回以降で皆さんに提案していきます。

上村委員：市民、行政、議会の役割は何かということから検討し、その上でこの基本原則でいい、目的でいいという下からの積み上げという方法もある。

新　委員：まず、総則を詰めたほうが良いと思う。

－　休　憩　－

委 員 長：名称「まちづくり基本条例」といっているが、まだ確定していない。先ほどの議論と離れるが、名称は決めたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。まちづくり基本条例か、自治基本条例か。そのほかの名称か。

清水委員：先例地の例の中に、自治基本条例が５、まちづくり基本条例が３ある。個人的には自治基本条例が良いと思っている。

新　委員：わかりやすくまちづくり基本条例が良いと思う。自治基本だと意味が硬い。

飯田委員：まちづくりというと都市計画や区画整理と受け取られやすい、硬いけど自治基本が良いと思う。

上村委員：私も、まちづくりというと同じように思う。何か冠が付くと分かりやすくなると思う。

出浦委員：協働のまちづくり基本条例が良いと思う。名前だけで何をしたいかイメージが湧く。

事 務 局：１２月の議会に「防犯のまちづくり条例」が提案される。並列に見られる名前は避けたほうが良いと思います。

上村委員：まちづくりが付く条例は他にもありますか。

原口副参事：いまのところ防犯のまちづくりだけです。

小谷野委員：今後増える可能性はありますか。

原口副参事：増えて来るでしょうね。福祉のまちづくりとか考えられます。

清水委員：熊谷市の憲法に変わるものだとすれば、自治基本条例が良いと思う。条例の名前が長すぎるのもいかがなものかと思う。



新　委員：基本という言葉は重みがある。

委 員 長：自治基本条例でいかがでしょうか。

事 務 局：（仮称）熊谷市自治基本条例とさせていただきます。

委 員 長：次は、大枠を決めていきます。

上村委員：目的、定義、原則、市民、行政、議会の役割、協働のまちづくりとすれば流れが良いと思う。スタイルは事務局に任せ、私たちは意見を述べていけば良いと思います。

飯田委員：事務局に聞きたいのですが、どこの条例にも「協働」という言葉が出てくるが、法律用語として定着しているのですか。

上村委員：７、８年前から国が言い始めて、自治体が使うようになった。あまり、一般的ではない。

原口副参事：熊谷市が平成７、８年に環境基本条例を作ったときに、初めて使ったように覚えている。私もあまりなじみが無いので、熊谷市の条例には使わないように指導してきている。

出浦委員：平成１５年の環境の関係の法律に協働という言葉が出てくる。

小谷野委員：条例の位置付けは、最高規範にしたほうが具体的で分かりやすい。

原口副参事：最高規範性を最初に持ってくるのは地方自治法の構成方法と同じ方法である。最後に持っていくのは、憲法と同じ構成の仕方である。どちらを選ぶかの問題である。

先ほどの協働という言葉を使った法律は、平成１５年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の１件だけである。埼玉県では協働という言葉を使った条例は、２２件ある。なじんではいないと思うが、いろいろな白書では使われている。法律の言葉は、世間で使われ始めなじんでから使われます。

小谷野委員：人を中心としたポイントとなっている。人だけでなく文化、地域、産業、活力等を目的に入れていただきたい。

新　委員：責務という言葉はきつい

原口副参事：基本条例にはこういった責務規定は多い。各々の役割分担を書いてある。

出浦委員：富士見市の条例を例に取ると、参画協働の推進と市政の運営という章がある、この中に仕組みが入っている。こういった章立てが必要だと思う。原則があり具体的にどう進めていくかを入れる章立て。その後に参加協働の推進と続いていく。

参加協働の推進という章があれば、市民活動の推進という項目が入り、拠点の整備や基金はその手法として入ってくる。市政参画には、審議会委員の公募やパブリックコメントが入ってくる。コミュニティ活動の推進にコミュニティ活動の必要性も入ってくる。

委 員 長：原則は前にありますが具体的な参加協働という見出しを後ろにだすということですね。

清水委員：基本条例だから具体的な条文ではなじまないと思う。

出浦委員：２つの考え方があると思う。基本条例があって別途市民参加促進条例を作るやりかた。他市の事例にもあるが、特に重要な参加、協働という項目については、実現性を担保するために条文に入れる。絵に描いたもちにならないように重要なポイントについては条文に入れたほうが良い。

委 員 長：市政運営の原則としてある程度触れないと何を言っているか分からない。

小谷野委員：参加協働の推進という項目が別に出るということでいいですか。

出浦委員：基本理念の一つとして参加協働が大事ですよということを謳う部分と、参加協働を具体的に市民が参加する方法とか根拠となるものを別に章なり条文を設けたほうが良いと思う。

委 員 長：目的、定義の後に原則という見出しが入って、それぞれの内容を推進という形で入ったほうが分かりやすいと思う。

出浦委員：参画及び協働の推進という章の中に地域コミュニティの推進が条文として入ってくる。

原口副参事：資料を見ると見出しは一つだけれど書いていることは複数なので、３０条は超えると思います。

小谷野委員：章立ての項目だけでも今日は文章化してもらえると次回につながる。総則として目的、定義、基本原則として対等協調から個人情報の保護まで。コミュニティをどうするかということが課題ですよね。

事 務 局：今までの議論をまとめると、最初に総則の部分、２番目に基本原則、



そして、市民に関すること、行政に関すること、議会に関すること、その後に協働のまちづくりで締めくくる意見と、さらに参加協働を具体的に説明する場所を設ける。市民活動の推進とか、コミュニティをそこに入れ、その後に市政運営を入れるという意見がありました。

上村委員：大人が考えている条例である。市民は赤ん坊からお年寄りまで市民である。

出浦委員：まちづくりへの参加は、子供たちの権利のようなものを謳えると良いと思う。

飯田委員：事業者が出てくる。この取扱いをどうするか、一般市民ではないので、どういう責務、権利を与えるかが問題である。

出浦委員：規定の仕方は様々である。

飯田委員：二重の責務、権利を与えるかが問題である。

小谷野委員：よく職員を市民と見るか、職員と見るかと似てますよね。

委 員 長：今日議論できなかったが、事業者を入れるならどう定義するか検討する。

出浦委員：事業者を入れることにより特にお願いしたいことが表せるというメリットがある。

小谷野委員：コミュニティの中に自治会、隣組、校区連絡会なども定義しないとなのではないか。

清水委員：こういうのは団体等という表現になる。宗教法人も市民の中の団体に入ってくると思う。

事 務 局：今日までの議論を整理したものを条例のような形にして資料を作製しますので、それで検討をお願いします。

上村委員：コミュニティや事業者など、いろいろと言葉の意味を考えてしまう。普通の人が普通に理解できる条例を作るのが、検討委員会を組織し検討している意味だと思います。

委 員 長：事務局でまとめた資料を事前に送っていただき、次回は検討をしたいと思います。本日の検討は終了にします。

（４）諸連絡

①次回会議について

１２月９日（土曜日）午前９時３０分から妻沼行政センター第２会議室で行います。

（５）閉会

企画課長